

パナマにおける制限措置の緩和

令和３年１月２７日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

２６日、保健省は制限措置の緩和等を発表しました。

【本文】

２６日、保健省は記者会見にて、最近の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、制限措置の緩和等を発表しました。その概要は以下のとおりです。

１ 各県への措置

（１）パナマ県及び西パナマ県における措置

- ア ２月１日（月）より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開（当初の発表通り）。
- イ 銀行については、２月５日以降、金曜のみ性別による制限を撤廃し、性別を問わず銀行へのアクセスが可能。
- ウ 週末の完全外出禁止（金曜夜午後９時から月曜朝４時）を継続する。

※ 平日の夜９時から朝４時までの夜間外出禁止も継続。

（２）エレラ県における措置

- ア ２月１日（月）より、平日の完全外出禁止令を廃止するとともに、平日の屋外での運動（身体接触は禁止）やビーチ、川辺への訪問を許可する。（但し、平日の夜９時から朝４時までは、夜間外出禁止を継続する。）
- イ 週末の夜間外出禁止（金曜夜午後９時から月曜朝４時）を継続する。コクレ、ロス・サントス及びベラグアス県についても同様の措置を継続。
- ウ 平日の買い物可能日を性別毎に指定（月・水・金が女性、火・木は男性）
- エ 小売店の閉店時間は１９：３０とする。
- オ ６０歳以上の大人及び障害者の買い物についても、性別毎の指定とするが、介助員の付き添いを認める。
- カ 銀行については、２月５日以降、金曜のみ性別による制限を撤廃し、性別を問わず銀行へのアクセスが可能。

以上